

「Fukuoka Sports Award 2024」企画運営業務委託に係る企画提案公募実施要領

福岡県スポーツコミッションでは、「Fukuoka Sports Award 2024」企画運営業務を委託により実施するにあたり、受託候補者を選定するための企画提案公募を下記のとおり実施します。

記

1 業務の概要

(1) 業務名

「Fukuoka Sports Award 2024」企画運営業務

(2) 業務の目的

パリ 2024 大会に出場した福岡県ゆかりの選手を一堂に集め、県民に元気や勇気、感動を与えてくれた功績を称えるとともに、今後の活動にエールを送る。

また、本イベント内で、選手から大会を通じて感じたことや経験談などを紹介いただき、県民のスポーツへの関心を高め、スポーツに関与する県民人口拡大を図る。

(3) 業務内容

- ①全体管理
- ②会場手配・設営準備
- ③飲食等の手配
- ④出席者対応及び招待状の作成
- ⑤当日運営
- ⑥映像等の制作
- ⑦パンフレットの制作
- ⑧表彰状の筆耕及び一部点字版の作成
- ⑨業務実績報告書の作成

(4) 仕様書

別添「業務委託仕様書」のとおり

(※仕様書は現時点のものであり、受託候補者との協議を踏まえて最終決定する。)

2 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

3 委託上限額

8,546,980 円（消費税及び地方消費税含む）

4 参加資格

次の（1）から（4）までの要件が備わっている必要がある。

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (2) 委託事業を実施するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人の権利を侵害することがないように管理・運営を行うことができる者であること。
- (3) 次の（ア）～（キ）のいずれにも該当しないこと。なお、提案書提出後、契約までに（ア）～（キ）のいずれかに該当する事実が判明した時は契約できない場合がある。
 - (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）。
 - (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札

の参加を制限されている者。

- (ウ) 福岡県が行う物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者。
 - (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者。
 - (オ) 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
 - (カ) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
 - (キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者。
- (4) 契約時に契約保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供が確実にできること。

5 手続き等

(1) 受託候補者の選定方法及び審査基準

ア 選定方法

提出された企画提案書について書面審査により審査し、最も優秀な提案を行った提案者を受託候補者とする。

イ 審査項目及び審査内容等

項目	内容	配点	
方針	・業務内容をきちんと理解しているか。 ・基本的な考え方や方針、重視する点や配慮すべき事項は適切か。	5	
業務体制	・十分な経験、知見を有する者の配置等、業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされているか。 ・業務遂行可能なスケジュールが具体的に示されているか。	10	
業務実績	・事業を的確に遂行する実績等を有しているか。	5	
企画提案内容	開催内容 (より集客が見込まれるプログラム)	・より集客が見込まれる効果的なプログラムとなっているか。	15
	出席者対応及び招待状の作成	・出席者の対応ができる適切な内容、体制になっているか。 ・より多くの県民から、参加申込みをいただけるような工夫（情報発信の方法や申込受付方法等）がなされているか。	30
	映像、パンフレットの制作	・すべての人にとって見やすく、わかりやすい内容になっているか。 ・パリ大会、選手、競技等の魅力が伝わるようなデザインになっているか。	20
	その他	・その他独自性のある有効な提案がなされているか。	10
経費	・業務内容に見合った適切な見積であり、経費以上の効果が期待できるか。	5	
合計		100	

(2) スケジュール

令和6年12月	13日(金)	公募開始
	18日(水)	質問書受付締切
	20日(金)	質問に対する回答
	25日(水)	参加申請書及び企画提案書受付締切
	26日(木)以降	書面審査、審査結果通知、契約締結

(3) 問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(福岡県人づくり・県民生活部 スポーツ局スポーツ企画課内)

福岡県スポーツコミッション 担当：仲野・池田

TEL：092-643-3405 MAIL：spokikaku@pref.fukuoka.lg.jp

(4) 質疑の受付・回答

ア 質問の受付

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けるものとする。

① 質問方法

質問書(様式1)を下記メールアドレスに電子メールで送付するものとし、口頭による質問は受け付けない。

② 電子メールアドレス

spokikaku@pref.fukuoka.lg.jp

③ メールの件名

(法人名)「Fukuoka Sports Award 2024」企画運営業務に関する質問

④ 質問受付期間

令和6年12月18日(水)17時まで(必着)

イ 質問の回答

① 質問の回答は、受け付けた質問と回答を一覧表にした上で、福岡県ホームページに掲載する。

② 質問回答一覧表には、質問者の情報は記載しない。

③ 質問又は回答の内容が軽微な場合や質問者の具体的な提案内容に密接に関わる場合等においては、質問者に対し個別に回答することがある。

(5) 参加申請書・会社概要の提出

参加を希望する者は、参加申請書及び会社概要を提出すること。

ア 提出書類：①参加申請書(様式2)

②会社概要(様式3)及び既存パンフレット等補足資料(任意)

イ 提出期限：令和6年12月25日(水)14時まで(必着)

ウ 提出方法：「(3) 問い合わせ先」に持参又は郵送すること。

(6) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

① 企画提案書提出書(様式4)

② 企画提案書(任意様式)

仕様書に基づき提案すること。具体的には、以下内容を参考に記載すること。

業務体制	・業務体制 ※専任担当者の有無、発注者との連絡体制等を明示すること。 ※専任となる担当者等について、過去に同種又は類似の業務に従事した経験がある者については、可能な限りその経歴を明示すること。 ・実施スケジュール
実績	・同種又は類似の業務実績

企画提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・開催内容（より集客が見込まれるプログラム）の提案 ・出席者対応及び招待状の作成（内容、体制、よく多くの参加申込みをいただけるような工夫（情報発信方法、申込受付方法等））に関する提案 ・映像、パンフレットの構成案 ・その他提案（仕様書の記載事項に関すること、独自性のある提案等）
--------	--

③ 見積書（任意様式）

イ 提出部数：6部

ウ 提出期限：令和6年12月25日（水）14時まで（必着）

エ 提出方法：「(3) 問い合わせ先」に持参又は郵送すること。

オ 選定方法（書面審査）

- ① 受託候補者の選定は、「Fukuoka Sports Award 2024」企画運営業務委託審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。
- ② 提出された企画提案書について、審査基準に基づき書面審査を行い、受託候補者を決定する。
- ③ 満点の6割を最低基準点とし、合計点数がこれに満たない場合は選定しない。また、提案者が1事業者の場合、合計点数が最低基準点を越えた時は、受託候補者として選定する。
- ④ 合計点数が同点となった場合は、委員会の協議により選定する。
- ⑤ 選定結果は、別途文書で通知する。結果に対する異議は受けない。

(7) 企画提案参加に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 実施要領等に違反すると認められる場合
- ⑤ その他、発注者が提示した事項に違反した場合

イ 著作権等

提出書類の内容に含まれるイラスト、写真等に関連して第三者との間に生じた紛争等については、すべて提案者が責任を負うこと。

ウ 複数提案の禁止

提案者は複数の企画提案書の提出は不可とする。

エ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え、再提出は認めない。

オ 提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

カ 費用負担

企画提案書の作成・提出等、参加に要する経費等はすべて提案者の負担とする。

キ その他

- ① 提案者は企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- ② 提出書類を提出後、契約締結までの間に提案者が指名停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。この場合において、該当する者が受託候補者とされている場合は、次順位の者と手続を

行う。

- ③ 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに「(3) 問い合わせ先」に連絡するとともに、書面（任意様式）により届け出ること。

6 契約手続き

- ① 委員会で選定された受託候補者と速やかに契約に関する協議を行い、随意契約を締結する。なお、協議は企画提案書の内容を大きく逸脱しない範囲での内容変更を含み、協議の結果、最終の仕様を決定する。
- ② 受託候補者との契約が成立しない場合は、次点の提案者と契約締結の協議を行う。それでも契約成立に至らない場合は、委員会で協議の上、方針を決定する。